

# 三保松原白砂青松保全技術会議設置要綱

## (名称)

第1条 本会は「三保松原白砂青松保全技術会議」(以下「会議」と称する)。

## (目的)

第2条 清水海岸三保松原付近の景観改善と海岸保全の両立のために必要となる技術的な検討をおこない、世界文化遺産の構成資産にふさわしい海岸づくりに資することを目的とする。

## (組織)

第3条 会議は、知事が委嘱した委員により組織する。

2. 会議には座長及び副座長を置き、会議に属する委員のうちから知事が指名する。
3. 座長は会議を代表し、会務を総括する。
4. 座長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。
5. 座長に事故等のある場合は副座長がその職務を代理する。

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、知事が必要と認めるときはこれを延長することができる。

## (会議の開催)

第5条 会議は、座長が必要と認めるとき、若しくは委員から要請があった場合に開催する。また、会議の議長は座長がこれにあたる。

## (事務局)

第6条 会議の事務局は、静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課に置く。

2. 事務局は、会議の運営に関する事務及びその他の事務を処理する。

## (情報公開)

第7条 会議は原則公開とする。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## (附則)

第9条 この要綱は、平成25年8月7日から施行する。